

古物営業法の改正について

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律(令和5年法律第63号)の施行に伴い、標識等の書面の掲示等を義務付けている規制の見直しが行われ、古物営業法及び同法施行規則が改正されました(令和6年4月1日施行)。

この改正に伴い、古物営業者は許可を受けたことを示す標識を営業所に掲示するとともに、同標識をウェブサイトに掲示する必要があります。

概要は以下のとおりですので、古物営業者の方は、取扱いに誤りのないようにしてください。

概要

1 ウェブサイト上の掲示について

令和6年4月1日以降

これまで

営業所若しくは仮設店舗又は古物市場ごとに、公衆の見やすい場所に、許可を受けたことを示す標識を掲示しなければならない。

許可を受けたことを示す標識を営業所等の見やすい場所に掲示するとともに、当該事業者のウェブサイト上に

- ①氏名又は名称
- ②許可を受けた公安委員会の名称
- ③許可証の番号

※標識に記載の内容

を掲示しなければならない(除外規定あり)。

ウェブサイトは、当該事業者が他の事業者に委託して運用しているウェブサイトも含み、トップページ等消費者の目につきやすい箇所に標識を明瞭に掲示することが必要です。

除外規定

事業の規模が著しく小さい場合等(以下①、②のいずれかに該当する場合は、ウェブサイト上における掲示義務は免除されます。)

- ①常時使用する従業者の数が5人以下である場合
- ②当該事業者が管理するウェブサイトを有していない場合

ただし、ホームページ利用取引を行う古物営業者においては、①、②に該当したとしてもウェブサイトへの標識掲示義務があります。

2 その他

古物営業法第15条第1項第1号の規定に基づく相手方の確認の際に提示を求める確認書面にマイナンバーカードが追加されました。

各種申請様式は、島根県警察ホームページ「<https://www.pref.shimane.lg.jp/police/>」の「申請・手続」コーナーに掲載しています。

お問合せ先

島根県警察本部 生活安全部 生活安全企画課 営業保安係(0852-26-0110)内線3032
又は 最寄りの警察署 生活安全(刑事)課(生活安全(刑事)係)